

令和5年3月1日

木更津看護学院元学生の皆様

木更津看護学院 校長 三枝奈芳紀

当校のハラスメントを巡る補償につき方針が定まりましたので、お知らせ申し上げます。

まず、第三者委員会の報告書におきまして、当校の元教員によりますハラスメントが認定されたことに対しまして、学校責任者として、ハラスメントが原因で退学された元学生の皆様およびハラスメントに起因する不当な再試験を課せられた学生の皆様には心よりお詫びを申し上げます。

補償に関しましては、以下の方針で対応させていただきます。

1. 当校職員のハラスメントにより退学・再試験を余儀なくされた方に対して、補償が必要であると考えました。ハラスメントにより退学・再試験を余儀なくされた方のうち、補償を希望される方は、適宜の様式で、

- ・いつ（頃）
- ・どこで
- ・誰から
- ・どのようなハラスメントがなされたか

を具体的に記載した申立書を提出してください。また、

- ・住所
- ・氏名
- ・連絡先

の記入もお願いします。

当校の資料と照らし合わせて、ハラスメントにより退学した又は再試験となった可能性が相当程度あると判断された場合には、終局的な解決として、補償金・再試験料相当額の支払いをさせていただきます。

補償金は一律10万円とさせていただきます。また、再試験料相当額は、実際に元学生の皆様方が支払われた再試験料とさせていただきます。

2. なお、入学金・授業料・施設利用料の返還はできませんのでご了承ください。